

# ドイツの連邦情報庁法 — 対外情報機関の活動の法的根拠 —

国立国会図書館 調査及び立法考査局  
議会官庁資料課 渡辺 富久子

## 【目次】

はじめに

### I ドイツの情報収集活動

- 1 組織及び法的根拠
- 2 情報収集活動と基本権
- 3 外部機関による監視

### II BND 及び 2016 年の法改正

- 1 BND による通信偵察
- 2 改正の背景
- 3 改正の概要
- 4 改正の評価

おわりに

翻訳：連邦情報庁法

## はじめに

全世界が情報ネットワークでつながり迅速な通信が実現したこととあいまって、ネットワークを通じた通信の監視も技術的に可能となった。特に情報機関は、テロ防止等を目的として、様々な技術を駆使した世界規模での情報収集活動を行うようになった。その一方で、これらの情報収集活動は公にされていないため、その実態は国民から見えにくいものとなっている。

ドイツにおいては、情報機関による情報収集は、個人の人格権（基本法（憲法に相当）第 2 条）や、通信の秘密を保障する基本権（同第 10 条）を制限することになるため、法的根拠に基づかなければならず、情報機関の活動が民主主義国家で受け入れられるためには一定の透明性を確保しなければならない、という議論が盛んに行われている。連邦憲法裁判所は、基本権の制限は国家の安全を図るためであっても必要最小限でなければならないという判断を示しており、情報機関の活動を法治国家の原則と両立させる法改正が度々行われている<sup>(1)</sup>。

本稿では、ドイツの情報収集活動及びその監視体制の概要を説明し、情報機関の一つである連邦情報庁（Bundesnachrichtendienst: BND）を取り上げる。BND は、ドイツ国内外において外国に関する情報を収集し、分析することを任務とする。その一環として、BND は、ドイツ国内において、国外の外国人の通信情報を収集している（Ausland-Ausland-

\* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2018年1月31日である。

(1) 渡辺富久子「ドイツにおけるテロ防止のための情報収集—テロ対策データベースと通信履歴の保存を中心に—」『外国の立法』No.269, 2016.9, pp.24-34. <[http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_10193087\\_po\\_02690003.pdf?contentNo=1&alternativeNo=](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_10193087_po_02690003.pdf?contentNo=1&alternativeNo=)

Fernmeldeaufklärung. 以下「在外外国人の通信偵察」という。)。従来、このような活動には明確な法的根拠がなかったが、2016年、「BNDによる在外外国人の通信偵察に関する法律」<sup>(2)</sup>が制定され、この法律によって改正された連邦情報庁法（以下「BND法」という。）<sup>(3)</sup>において根拠規定が定められた。

以下、第I章ではドイツの情報収集活動全般について、第II章ではBNDと2016年の立法措置について、その概要を紹介する。あわせて、2017年11月30日現在のBND法を訳出する。

## I ドイツの情報収集活動

### 1 組織及び法的根拠

ドイツの連邦政府の情報機関には、①連邦憲法擁護庁（Bundesamt für Verfassungsschutz: BfV）、②連邦軍事防諜庁（Bundesamt für den Militärischen Abschirmdienst: BAMAD）、③BNDの三つがある。

BfVは、連邦内務省の外局として1950年に設置された。BfVの根拠法は、連邦憲法擁護法<sup>(4)</sup>（以下「BfV法」という。）である。BfVは、現在、主に国内の極右・極左主義及びイスラム主義の団体活動を監視する任務を担う。2016年現在の職員数は、2,972名である<sup>(5)</sup>。

BAMADの前身は、1956年に連邦防衛大臣の通知により連邦軍の一部局として設置された軍事防諜局（Militärischen Abschirmdienst: MAD）である<sup>(6)</sup>。MADは、軍事防衛分野の諜報の任務を担い、特に、連邦軍の内部に、職員等として極右・極左主義者やイスラム主義者が紛れていないかを監視していた。2017年、MADは、組織上は連邦軍から独立し、連邦防衛省の外局BAMADとなった。これは、BAMADの活動に対する連邦防衛省の監督を強化しようとするもので<sup>(7)</sup>、その組織及び任務はMADと変わらない。BAMADの情報収集活動の根拠法は、1990年にMADの根拠法として制定された軍事防諜法<sup>(8)</sup>（以下「MAD法」という。）である。2017年現在のBAMADの職員数は、約1,200名である<sup>(9)</sup>。

BNDの前身は、第2次世界大戦中、ドイツ国防軍において対ソ諜報活動を行っていたラインハルト・ゲーレン（Reinhard Gehlen）<sup>(10)</sup>が米軍の支援を受けて1946年に設置した諜報機関（通称「ゲーレン機関」）である。1956年、ゲーレン機関はBNDと改称され、閣議

(2) Gesetz zur Ausland-Ausland-Fernmeldeaufklärung des Bundesnachrichtendienstes vom 23. Dezember 2016 (BGBl. I S. 3346). 2016年12月31日施行。

(3) BND-Gesetz vom 20. Dezember 1990 (BGBl. I S. 2954, 2979).

(4) Gesetz über die Zusammenarbeit des Bundes und der Länder in Angelegenheiten des Verfassungsschutzes vom 27. September 1950 (BGBl. I S. 682). 1950年9月29日施行。

(5) Bundesministerium des Innern, *Verfassungsschutzbericht 2016*, 2017, S. 14.

(6) Wolf-Rüdiger Schenke et al., *Sicherheitsrecht des Bundes*, München: C.H.Beck, 2014, S. 1306. 設置当初は、連邦軍安全局（Amt für Sicherheit der Bundeswehr）という名称であったが、1984年に軍事防諜局と改称された。なお、連邦軍は、1955年に設置された。連邦軍の中には、連邦軍諜報センター（Zentrum für Nachrichtenwesen der Bundeswehr）もあったが、この組織は2007年にBNDに移管された。„Warum schickt der BND der Bundeswehr abgehörte Daten?“, *Zeit-Online*, 18. März 2015. <<http://www.zeit.de/politik/deutschland/2015-03/bnd-bundeswehr-daten-ueberwachung>>

(7) „MAD wird Verteidigungsministerium unterstellt“, 2017.5.30. Tagesschau website <<https://www.tagesschau.de/inland/mad-113.html>>

(8) Gesetz über den militärischen Abschirmdienst vom 20. Dezember 1990 (BGBl. I S. 2954, 2977). 1990年12月30日施行。

(9) „Gliederung des MAD“. Die Dienststellen der Streitkräftebasis website <[\(10\) ラインハルト・ゲーレンは、初代BND長官も務めた（1956～68年）。](http://www.kommando.streitkraeftebasis.de/portal/a/kdoskb/start/weitdstst/mad!/ut/p/z1/hY9vC4IwEMa_kTc1__TSsSLDTFQs9yaGDjNsk7GkF334JkLvpON44065-x0HFk5ABZv6juleCjaYuqb-DYdJmThbxyHZzkGxe6i8HJ_RCQdQweXfCDU2WokIQdFyqA0jWGxkNhRagb bcaqTgelbNhe6NdoppqaxRKj3Mzksp41h9CzWyCUab5Y5t8hMdS1IS30UkxvkMfLCJvX-7rJmfhvrORDvwtDbR0hif-zBNve4LFzMIqA!!/dz/d5/L2dBISEvZ0FBIS9nQSEh/#Z7_B8LTL2922DPE2013HV5RBO0MR1> 2019年には職員を約1,300名に増員することが計画されている。なお、BAMAD職員の3分の2は軍人、3分の1は文官である。</p></div><div data-bbox=)

決定により連邦首相府（Bundeskanzleramt）の外局とされた<sup>(11)</sup>。BNDは、ドイツの外交及び安全保障政策上重要な外国に関する情報を収集<sup>(12)</sup>及び分析して、連邦政府に報告する任務を担う。情報収集活動の根拠法は、1990年に制定されたBND法である。2017年現在の職員数は、約6,500名である<sup>(13)</sup>。

以上の三つの情報機関の概要を、次の「表 ドイツの情報機関」にまとめた。

表 ドイツの情報機関

	連邦憲法擁護庁 (BfV)	連邦軍事防諜庁 (BAMAD)	連邦情報庁 (BND)
設置年	1950年	1956年：連邦軍事防諜局 2017年：連邦軍事防諜庁	1956年
根拠法	連邦憲法擁護法 (BfV法) (1950)	軍事防諜法 (MAD法) (1990)	連邦情報庁法 (BND法) (1990)
任 務	国内の極右・極左主義及びイスラム主義の団体活動の監視	軍事防衛分野の諜報。主にドイツ国内で活動するが、連邦軍が海外派遣されている場合には、外国でも活動する。	ドイツの外交及び安全保障政策上重要な外国に関する情報の収集及び分析
職員数	2,972名 (2016年現在)	約1,200名 (2017年現在)	約6,500名 (2017年現在)

(出典) 各情報機関のウェブサイトの情報等を基に筆者作成。

## 2 情報収集活動と基本権

MAD及びBNDは、1990年にMAD法及びBND法が制定されるまで、法律上の根拠なく活動を行っていた。その主な理由の一つとして、個人情報収集が基本権を制限することになるとは、長らく認識されていなかったことが挙げられる<sup>(14)</sup>。

しかし、このような認識は、1983年の連邦憲法裁判所の国勢調査判決（BverfGE 65, 1）により改めざるを得なくなった。この判決で、連邦憲法裁判所は、情報化の進展した社会において、個人情報の無制限な収集、保存、利用及び提供から個人を保護する必要性を論じ、一般的人格権（基本法第2条）を根拠として、自己の個人情報の引渡し及び利用については原則として各人が決定する権利（情報自己決定権）を有すると判示したのである<sup>(15)</sup>。以降、行政官庁による個人情報の収集には、法的根拠が必要とされることとなった。

この判決が契機となり、1990年にBfV法が全面改正され、あわせて、MAD法及びBND法が制定された<sup>(16)</sup>。各根拠法は、当該情報機関の任務及び権限を定めるものであるが、情報収集活動が高度の機密性を有することを考慮して、必要最低限の規定にとどめている<sup>(17)</sup>。諜報手段（スパイ、監視、録音・録画等）を用いて個人情報を収集する権限並びに個人情報の収集及び当該情報の利用の要件については、BfV法に規定が置かれ、MAD法及びBND法はその多くを準用する構成とし、三つの情報機関の権限の統一が図られている<sup>(18)</sup>。

(11) Conny Hermann, „BND-Jubiläum: 70 Jahre Spionage-Geschichte“, 2017.6.12. ZDF website <<https://www.zdf.de/nachrichten/heute/siebzig-jahre-bnd-100.html>>

(12) 収集の場所は国内又は国外を問わない。また、BNDは、連邦防衛省とBNDとの間の2005年の協定に基づき、連邦軍のための情報収集も行っている。Vereinbarung zwischen dem Bundeskanzleramt und dem Bundesministerium der Verteidigung über die Weiterentwicklung der Zusammenarbeit des Bundesministeriums der Verteidigung und der Bundeswehr mit dem Bundesnachrichtendienst vom 27. Juli 2005. Deutscher Bundestag, *Drucksache* 15/5944, S. 24f.

(13) „Allgemeine Informationen“. BND website <[http://www.bnd.bund.de/DE/Karriere/Allgemeine%20Informationen/Allgemeine%20Informationen\\_node.html](http://www.bnd.bund.de/DE/Karriere/Allgemeine%20Informationen/Allgemeine%20Informationen_node.html)>

(14) Schenke et al., *op.cit.*(6), S. 1262.

(15) Carl Creifelds et al., *Rechtswörterbuch*, 20. neu bearbeitete Auflage, München: C.H.Beck, 2011, S. 623; 高橋和広「情報自己決定権論に関する一理論的考察」『六甲台論集 法学政治学篇』60(2), 2014.3, pp.105-165.

(16) Gesetz zur Fortentwicklung der Datenverarbeitung und des Datenschutzes vom 20. Dezember 1990 (BGBl. I S. 2954).

(17) Schenke et al., *op.cit.*(6), S. 1264.

(18) *ibid.*, S. 1307.

その他、情報機関に関連する法律として、「安全性審査法」<sup>(19)</sup>、「テロ対策データベース法」<sup>(20)</sup>、「議会監視委員会法」<sup>(21)</sup>及び「信書、郵便及び通信の秘密の制限のための法律」<sup>(22)</sup>等がある。信書、郵便及び通信の秘密の制限のための法律は、基本法第10条に定められている基本権（信書、郵便及び通信の秘密）を制限する行政官庁の措置について定める法律であるため、基本法第10条関係法と呼称される。

### 3 外部機関による監視

情報機関による情報収集活動は、上述のとおり基本権を侵害するおそれがあるため、その活動の適法性をチェックする監視（Kontrolle）が重要である<sup>(23)</sup>。情報機関の監視は、主に、連邦議会の議会監視委員会（Parlamentarisches Kontrollgremium）及びその下の基本法第10条審査会（G10-Kommission）という小委員会によって行われる<sup>(24)</sup>。

議会監視委員会は、2017年7月時点では、連邦議会議員9名により構成されていた<sup>(25)</sup>。議会監視委員会は、情報機関の活動全般及び特別の意義を有する事案<sup>(26)</sup>については連邦政府から、情報機関が実施した基本権を制限する措置については所管官庁から、それぞれ報告を受ける。議会監視委員会は、これらの報告に基づいて情報機関の活動を審査する。会議は、年に4回以上、非公開で行われる。委員会は、審査の結果を連邦議会に報告する。

基本法第10条審査会は、議会監視委員会によって任命された学識経験者等4名により構成される。審査会は、毎月、所管官庁から、基本権を制限する措置について事前報告を受け<sup>(27)</sup>、報告を受けた措置を承認する。会議は、月に1回以上、非公開で行われる。

議会監視委員会及び基本法第10条審査会は、職権での聴取による調査権限がなく、情報機関から受ける報告に基づいて判断することができるだけである。そのため、情報機関が報告しない事項についてはそもそも関知し得ないという欠点があると、指摘されている。<sup>(28)</sup>

## II BND 及び 2016 年の法改正

### 1 BND による通信偵察

BfV 及び BAMAD は、特定の者のみを対象として諜報及び防諜を目的とする通信情報の収集を行うが、BND は不特定多数の者も対象とする点が異なる。BND は、衛星や、海底

(19) Sicherheitsüberprüfungsgesetz vom 20. April 1994 (BGBl. I S. 867).

(20) Antiterrordateigesetz vom 22. Dezember 2006 (BGBl. I S. 3409).

(21) Gesetz über die parlamentarische Kontrolle nachrichtendienstlicher Tätigkeit des Bundes (Kontrollgremiumgesetz - PKGrG) vom 29. Juli 2009 (BGBl. I S. 2346).

(22) Gesetz zur Beschränkung des Brief-, Post- und Fernmeldegeheimnisses (Artikel 10-Gesetz) vom 26. Juni 2001 (BGBl. I S. 1254, 2298; 2007 I S. 154); 渡邊齊志「ドイツ「信書、郵便及び電信電話の秘密の制限のための法律」の改訂」『外国の立法』No.217, 2003.8, pp.115-133. <[http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_1000495\\_po\\_21703.pdf?contentNo=1&alternativeNo=](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_1000495_po_21703.pdf?contentNo=1&alternativeNo=)>

(23) Tobias Kumpf, *Die Kontrolle der Nachrichtendienste des Bundes*, Hamburg: Verlag Dr. Kovač, 2014, S. 100ff.

(24) 議会監視委員会の法的根拠は、基本法第45d条及び議会監視委員会法（前掲注(21)）であり、基本法第10条審査会の法的根拠は、基本法第10条関係法（前掲注(22)）である。連邦議会による情報機関の監視については、渡邊齊志「ドイツにおける議会による情報機関の統制」『外国の立法』No.230, 2006.11, pp.124-131. <[http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_1000336\\_po\\_023005.pdf?contentNo=1&alternativeNo=](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_1000336_po_023005.pdf?contentNo=1&alternativeNo=)>を参照。

(25) 議会監視委員会の委員数は議会期ごとに決定されるため、委員数は議会期により異なる。

(26) 特別な意義を有する事案とは、特に、国内外の安全情勢の大きな変化、情報機関の任務の遂行に著しい影響を及ぼす内部事情、政治的な議論又は報道の対象となった出来事をいう（議会監視委員会法第4条第1項）。

(27) 通信の秘密を制限する措置については、各情報機関の長の申請を受け、連邦内務省がこれを命令する（基本法第10条関係法第9条及び第10条）。基本法第10条審査会は、連邦内務省が命じた措置を、その実施前に審査する。

(28) Patrick Sensburg und Armin Fuhrer, *Unter Freunden: Die NSA, der BND und unsere Handys – wurden wir alle getäuscht?*, Kulmbach: Plassen Verlag, 2017, S. 155f.

の光ファイバーケーブル等を用いて、①国内と国外の間の通信について<sup>(29)</sup>、及び②在外外国人同士の間での通信について、不特定多数を対象とする通信情報の収集を行っている。これは、「戦略的 (strategisch)」な情報収集と呼ばれる。

①の国内と国外の間の通信情報の収集は、ドイツ人及びドイツに滞在する外国人の基本権を制限するため、「戦略的制限 (strategische Beschränkungen)」と呼ばれ、基本法第 10 条関係法においてその要件が定められている<sup>(30)</sup>。同法の規定によれば、BND が国内と国外の間の通信情報を収集することができるのは、ドイツに対する武力攻撃のおそれがある場合、ドイツにおける国際的なテロ攻撃のおそれがある場合、薬物取引や資金洗浄等の組織犯罪のおそれがある場合等に限られる。その上で、BND が行う国内と国外との間の通信情報の収集は、監視する通信網の容量の 20% 以下に制限されている(基本法第 10 条関係法第 10 条)<sup>(31)</sup>。

これに対し、②の通信情報の収集については、対象となる在外外国人は基本法で定められた基本権の適用を受けないと解釈されているため、2016 年の BND 法改正前は法律でその要件が定められていなかった<sup>(32)</sup>。根拠とされていたのは、BND 法第 1 条第 2 項の規定、すなわち、ドイツの外交及び安全保障上重要な外国情報を収集するという BND の任務の目的規定のみであった。なお、この場合の通信情報の収集は「戦略的通信偵察 (strategische Fernmeldeaufklärung)」と呼ばれ、「戦略的制限」とは区別される。

## 2 改正の背景

2013 年に、米国において通信傍受による諜報活動を行う国家安全保障局 (National Security Agency: NSA) の元職員、エドワード・スノーデン (Edward Snowden) がマスコミに対して情報漏洩したことにより、NSA が世界中の通信網を監視していたことが発覚した<sup>(33)</sup>。監視対象には、メルケル (Angela Merkel) 首相をはじめとする多くのドイツ人も含まれていたため、2014 年 3 月 18 日、NSA のドイツにおける通信監視の実態等を解明することを目的として、連邦議会に調査委員会が設置された<sup>(34)</sup>。

調査の過程において、BND が NSA の情報収集に協力し、友好国の公的機関や政治家、国民の通信情報を NSA に提供していた疑いが出てきた。しかし、与党は、調査委員会の最終報告書の結論部分において、BND と NSA との協力を示す証拠は不十分であり、ドイツで NSA が一般市民の通信を監視していることは確認できず、独米の情報機関の協力に

(29) 小山剛「「戦略的監視」と情報自己決定権—BverfGE 100, 313を中心に—」『法学研究』79(6), 2006.6, pp.1-49を参照。ここでいう「戦略的監視」は、本稿における「戦略的制限」のことを指す。

(30) 「戦略的制限」においては、一般市民の通信情報も収集されてしまうため、基本法第10条関係法でこれを厳格に規制している。Sensburg und Fuhrer, *op.cit.*(28), S. 144.

(31) 通信情報収集の量的制限は、1999年7月14日の連邦憲法裁判所の判決 (1 BvR 2226/94, 1 BvR 2420/95, 1 BvR 2437/95) を受けたものである。ただし、実際の通信においては、通信網の容量全部が使われるわけではないので、実際の通信量の20%を上回る通信情報が収集されている。Matthias Lachenmann, „Das Ende des Rechtsstaates aufgrund der digitalen Überwachung durch die Geheimdienste?“, *Die Öffentliche Verwaltung*, 69(12), 2016.6, S. 506.

(32) Hans-Jürgen Papier, Beschränkungen der Telekommunikationsfreiheit durch den BND an Datenaustauschpunkten, *Neue Zeitschrift für Verwaltungsrecht*, 35(15), 2016.8.1, S. 1057.

(33) いわゆるスノーデン事件。鈴木滋「米国自由法—米国における通信監視活動と人権への配慮—」『外国の立法』No.267, 2016.3, pp.6-17. <[http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_9914660\\_po\\_02670003.pdf?contentNo=1&alternativeNo=](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_9914660_po_02670003.pdf?contentNo=1&alternativeNo=)>を参照。

(34) Deutscher Bundestag, *Drucksache* 18/843. 調査委員会は、政府や行政官庁等の責任を追及するために必要に応じて連邦議会に設置される委員会であり、証人喚問や文書の提出要求等の証拠調を行う権限を有する。渡辺富久子「ドイツ連邦議会による政府の統制—調査委員会を中心に—」『外国の立法』No.255, 2013.3, p.93. <[http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_8111649\\_po\\_02550007.pdf?contentNo=1](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8111649_po_02550007.pdf?contentNo=1)>を参照。なお、ウィキリークスのサイトにも、NSAによるドイツの政治家の通信監視に関する情報が掲載された。„NSA hörte schon Kohl- und Schröder-Regierung ab“, *Zeit-Online*, 8. Juli 2015. <<http://www.zeit.de/politik/deutschland/2015-07/nsa-spionage-wikileaks-kanzleramt>>

についても法律違反がないことを確認したとの記載にとどめさせた<sup>(35)</sup>。野党は、これに対し、連邦政府の非協力的な態度によって事件全体の解明は困難を極めたが、BNDとNSAの協力によって一般市民の監視が行われていることは確認できたという少数意見を提出した<sup>(36)</sup>。この最終報告書は、与党の賛成多数で可決された。

他方で、この最終報告書には、調査の論点の一つであった在外外国人の通信偵察について、監視が行き届かない部分があったことと、BND法においてその要件が明確に定められていない現状は法治国家において望ましくないことが明記された<sup>(37)</sup>。

### 3 改正の概要

#### (1) BNDによる在外外国人の通信偵察に関する法律

調査委員会の調査を受けて、2016年7月5日、「BNDによる在外外国人の通信偵察に関する法律案」<sup>(38)</sup>が連邦議会に提出された。また、この法律案と関連して、「議会による連邦の情報機関の監視の強化に関する法律案」<sup>(39)</sup>も提出された。両法案は、2016年10月21日に連邦議会を、同年11月4日に連邦参議院を通過して成立し、前者<sup>(40)</sup>は2016年12月31日に、後者<sup>(41)</sup>は2016年12月7日に施行された。

BNDによる在外外国人の通信偵察に関する法律は、「第1条 BND法の改正」、「第2条通信法の改正<sup>(42)</sup>」、「第3条 その他の法律の改正」、「第4条 BND法の施行後の条文の公示の許可」、「第5条 施行」の5か条から構成され、第1条が主要部分である。以下ではその概要を紹介する。

#### (2) BND法の改正

BND法は、改正前は全12か条の法律で、章立てがなかった。改正により、同法は、「第1章 BNDの組織、任務及び一般的な権限」、「第2章 在外外国人の通信偵察」、「第3章 データの処理」、「第4章 データ送信及び共同データファイル」、「第5章 共通規定」、「第6章 罰則及び過料規定」及び「第7章 最終規定」の7章36か条により構成される法律となった。

このうち主要な改正は、新設された第2章である。この改正により、在外外国人の通信偵察のための要件、方法及び手続の枠組みと、このための外国の公的機関との協力が定められた。また、在外外国人の通信偵察には、国内における通信情報の収集とは別の監視の

---

(35) *Beschlussempfehlung und Bericht des 1. Untersuchungsausschusses gemäß Artikel 44 des Grundgesetzes (Deutscher Bundestag, Drucksache 18/12850)*, S. 1265ff; *Sensburg und Fuhrer, op.cit.*(28), S. 244f.を参照。

(36) 少数意見も当該最終報告書に掲載されている。Deutscher Bundestag, *ibid.*, S. 1394f. メディアからは、調査委員会による調査では事案の解明に至らなかったと評されている。Kai Biermann, „Der schmutzige Kampf um die Deutungshoheit“, *Zeit-Online*, 28. Juni 2017. <<http://www.zeit.de/politik/deutschland/2017-06/nsa-untersuchungsausschuss-bnd-bundestag-abschlussbericht>>

(37) Deutscher Bundestag, *ibid.*, S. 1315ff; Kai Biermann, „Was der NSA-Ausschuss erreicht hat und was nicht“, *Zeit-Online*, 28. Juni 2017. <<http://www.zeit.de/politik/deutschland/2017-06/ueberwachungsaffaere-nsa-untersuchungsausschuss-abschlussbericht-faq>>

(38) Entwurf eines Gesetzes zur Ausland-Ausland-Fernmeldeaufklärung des Bundesnachrichtendienstes (Deutscher Bundestag, *Drucksache 18/9041*).

(39) Entwurf eines Gesetzes zur weiteren Fortentwicklung der parlamentarischen Kontrolle der Nachrichtendienste des Bundes (Deutscher Bundestag, *Drucksache 18/9040*). この法律案は、別の事案により懸案となっていた議会による情報機関の監視の強化を実現するものであった。

(40) *op.cit.*(2)

(41) Gesetz zur weiteren Fortentwicklung der parlamentarischen Kontrolle der Nachrichtendienste des Bundes vom 30. November 2016 (BGBl. I S. 2746).

(42) 通信法は、Telekommunikationsgesetz vom 22. Juni 2004 (BGBl. I S. 1190). この改正では、BNDによる在外外国人の通信偵察のために通信事業者が設備を備える義務(第110条)、及びBNDが要請する場合に通信事業者は通信サービスや通信網の現状と変更計画について、連邦経済技術省を通じて情報提供する義務(第114条)が定められた。

仕組みが設けられた<sup>(43)</sup>。

(i) 通信偵察の目的

在外外国人の通信偵察の目的は、①ドイツの治安又は安全保障に対する危険の早期の探知及びこれへの対処、②ドイツの外交力 (*Handlungsfähigkeit*) の維持、③外交及び安全保障政策上重要なその他の情報の入手、である (第6条第1項)。

(ii) 通信偵察の対象

通信偵察は、在外外国人を対象とする。ただし、EUの諸機関及びEU加盟国の公的機関の通信偵察は、①ドイツに対する武力攻撃やドイツ国内における国際的なテロ攻撃、薬物取引や資金洗浄等の組織犯罪のおそれの探知及びこれへの対処、②ドイツの安全保障にとって特に関係の深い第三国の出来事に関する情報収集、の目的に限定され、より厳格な要件が課されている (第6条第3項)。また、ドイツ国籍を有する者、国内の法人及び国内に滞在する外国人の通信情報収集の禁止 (同条第4項)、経済上の利益を目的とした通信偵察 (経済スパイ) の禁止 (同条第5項) が規定されている。

(iii) 通信偵察の方法

在外外国人の通信偵察は、事前に連邦首相府の命令により定められる特定の通信網においてのみ行うことができる (第6条第1項)。通信網からの情報収集は、ドイツの治安又は安全保障に対する危険の解明に資する検索語を用いる方法のみによって行うことができる (同条第2項)。EUの諸機関及びEU加盟国の公的機関の通信偵察のための検索語は、BND長官又はその代理人の命令により指定される (第9条第2項)。

(iv) 連邦首相府の命令

在外外国人の通信偵察には、BND長官又はその代理人の要請によって発出される連邦首相府の命令が必要とされる。命令においては、通信偵察を行う理由、期間、通信網及び通信偵察に協力する通信事業者が定められる (第9条第1項)。命令には最長9か月までの期限を付さなければならず、必要が継続する場合には、その都度9か月までの延長が可能である (同条第3項)。

(v) プライバシーの保護

通信偵察によりプライバシーに関する情報しか得られないと推定される場合には通信偵察を行ってはならず、万一プライバシーに関する情報が収集されてしまった場合には、当該情報の利用は許されず、遅滞なく削除しなければならない (第11条)。

(vi) 外国の情報機関との協力

BNDは、在外外国人の通信偵察のため、外国の情報機関とデータ交換等の協力を行うことができる。 (第13条)

(vii) 監視

在外外国人の通信偵察の監視のために、連邦通常裁判所 (我が国の最高裁判所に相当) に独立委員会が設置される。これは、在外外国人には基本法第10条が適用されないため、その通信偵察には連邦議会の基本法第10条審査会による監視とは別の仕組みが設けられたものである<sup>(44)</sup>。

連邦通常裁判所に設置された独立委員会は、同裁判所の裁判官2名及び連邦検察官1名

(43) なお、BNDが国外で行う通信傍受は、従来からの任務の目的の範囲内 (第1条第2項) で行われることに変わりはない (Deutscher Bundestag, *op.cit.*(38), S. 22.)。

(44) Bertold Huber, „BND-Gesetzreform gelungen oder nachbesserungsbedürftig“, *Zeitschrift für Rechtspolitik*, 49(6), 2016.9.2, S. 165.

により構成される（第16条第1項）。これらの委員は、連邦内閣により、6年間の任期で任命される（同条第2項）。独立委員会の会議は非公開で行われる（同条第5項）。独立委員会は、6か月ごとに、活動を議会監視委員会に報告する（同条第6項）。

在外外国人の通信偵察のための連邦首相府の命令は、実施の前に、独立委員会に通知され、独立委員会は、命令の許容性及び必要性を審査する（第9条第4項）。また、EUの諸機関やEU加盟国の公的機関の通信偵察のために検索語を指定するBND長官の命令は、連邦首相府により、独立委員会に報告される。独立委員会は、検索語が適切であるか否かについて無作為調査する権限を有する（第9条第5項）。

#### 4 改正の評価

2016年のBND法改正において評価されているのは、①在外外国人の通信偵察に連邦首相府の命令が必要となる等、連邦首相府による監督が強化され、②連邦通常裁判所に独立委員会が設置されるなど、BNDの活動に対する監視が強化された点である。同時に制定された「議会による連邦の情報機関の監視の強化に関する法律」<sup>(45)</sup>においては、議会監視委員会法<sup>(46)</sup>が改正され、連邦議会による情報機関の監視全般が強化された。議会監視委員会法の改正では、例えば、同委員会が毎年、公開の公聴会において連邦の各情報機関の長から報告を受けること<sup>(47)</sup>、また、情報機関の職員が同委員会に対して内部不正を告発することができ、内部告発者は保護されることが定められた。

他方で、2016年のBND法の改正には批判もある。特に、通信の秘密を保障する基本権は在外外国人にも適用されるべきではないか、という点である。BNDが収集するのは国外で行われた通信情報であるが、これはドイツ国内に設置された機器で受信され、記録される。少なくとも、収集したデータの評価及び利用は、ドイツ国内で行われる。連邦憲法裁判所の前長官ハンス＝ユルゲン・パピア（Hans-Jürgen Papier）は、基本権の効力がドイツ国内にしか及ばないということが基本法に定められていない以上、ドイツ国外においても基本法が定める基本権が効力を有することを前提としなければならないのではないかと指摘する<sup>(48)</sup>。

#### おわりに

ドイツの情報機関は、可能な限りオープンで、国民や社会から受け入れられる組織となることを目指している。しかし、効果的な情報収集のためには他国の情報機関との協力も必要であり、その信頼を失ってもならないとされている<sup>(49)</sup>。そのため、ドイツでは、情報機関による情報収集と国民の基本権（通信の秘密や人格権）との均衡が常に模索され、基本権を可能な限り配慮するような法改正が頻繁に行われてきた。

調査委員会の委員長を務めた連邦議会議員パトリック・ゼンスブルク（Patrick Sensburg,

---

(45) *op.cit.* (41)

(46) *op.cit.* (21)

(47) 2017年の場合は、10月5日、議会監視委員会において、3情報機関の長に対する公開の公聴会が開催された。„Nachrichtendienste sehen sich vor großen Herausforderungen“. Deutscher Bundestag website (<https://www.bundestag.de/dokumente/textarchiv/2017/kw40-pkgr/526506>)

(48) Papier, *op.cit.* (32)

(49) „Rede von Präsident Dr. Bruno Kahl anlässlich seiner feierlichen Amtseinführung im Bundeskanzleramt am 6. Juli 2016“. BND Website ([http://www.bnd.bund.de/DE/Organisation/Leitung%20des%20Hauses/Reden\\_der\\_Leitung/downloads/Amtseinfuehrung.pdf?\\_\\_blob=publicationFile&v=6](http://www.bnd.bund.de/DE/Organisation/Leitung%20des%20Hauses/Reden_der_Leitung/downloads/Amtseinfuehrung.pdf?__blob=publicationFile&v=6))

キリスト教民主同盟)は、非公開の情報収集活動とその監視は相反することであるが、そうした中にありながら複数の監視のルートを確保することによって、監視を実効的なものにしようとしたところに、2016年のBND法改正の意義があると指摘している<sup>(50)</sup>。

(わたなべ ふくこ)

---

(50) Sensburg und Fuhrer, *op.cit.*(28), S. 253ff.

# 連邦情報庁法

## Gesetz über den Bundesnachrichtendienst

国立国会図書館 調査及び立法考査局  
議会官庁資料課 渡辺 富久子訳

### 【目次】

- 第1章 連邦情報庁の組織、任務及び一般的な権限（第1条～第5条）
- 第2章 在外外国人の通信偵察（第6条～第18条）
- 第3章 データの処理（第19条～第22条）
- 第4章 データ送信及び共同データファイル（第23条～第31条）
- 第5章 共通規定（第32条～第33条）
- 第6章 罰則及び過料規定（第34条～第35条）
- 第7章 最終規定（第36条）

## 第1章 連邦情報庁の組織、任務及び一般的な権限

### 第1条 組織及び任務

- (1) 連邦情報庁は、連邦首相府に属する連邦上級官庁<sup>(1)</sup>とする。連邦情報庁を警察の附属機関とすることは許されない。
- (2) 連邦情報庁は、ドイツ連邦共和国の外交及び安全保障政策上重要な外国に関する知見を得ることを目的として、必要な情報を収集し、これを分析する。当該目的のためにこの法律の適用領域で個人データを含む情報を収集する場合には、第2条から第15条まで、第19条から第21条まで及び第23条から第32条までの規定に従って情報を収集し、処理し<sup>(2)</sup>及び利用する。

### 第2条 権限

- (1) 連邦情報庁は、連邦データ保護法<sup>(3)</sup>の適用しなければならない規定又はこの法律の特別な規定に反しない限りにおいて、次の各号に掲げる条件に該当する場合には、個人データを含む必要な情報を収集し、処理し及び利用することができる。
  1. 連邦情報庁の職員、施設、物 [Gegenstände] 及び情報提供者を、安全を脅かす活動又は [外国の] 諜報活動から保護するため
  2. 職員又は採用予定者の安全性審査のため
  3. 任務の遂行に必要な情報源 [Nachrichtenzugänge] の調査のため
  4. ドイツ連邦共和国の外交及び安全保障政策上重要な外国の出来事に関する情報であって、当該情報をこの方法に限って入手することができ、その収集を他の官庁が所

\* この翻訳は、2017年3月10日の法律第3条によって最終改正された連邦情報庁法（BND-Gesetz vom 20. Dezember 1990 (BGBl. I S. 2954, 2979), das zuletzt durch Artikel 4 des Gesetzes vom 30. Juni 2017 (BGBl. I S. 2097) geändert worden ist (<https://www.gesetze-im-internet.de/bndg/BNDG.pdf>)) を訳出したものである。また、訳文中、( ) は原注であり、[ ]内の語は、訳者が原語又は訳文を補記したものである。本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2018年1月31日である。

(1) 連邦上級官庁とは、連邦最高官庁である連邦省の下位にある連邦の官庁で、連邦全体を管轄する。日本の府省の外局に相当する。  
(2) 処理 (verarbeiten) とは、個人データの保存、改変、遮断 (データ使用等を制限するための処理) 及び消去をいう (連邦データ保護法第3条第4項)。Deutscher Bundestag, Drucksache 18/9041, S. 491.  
(3) Bundesdatenschutzgesetz in der Fassung der Bekanntmachung vom 14. Januar 2003 (BGBl. I S. 66).

管しない場合

(1a) (削除)

- (2) 本人に通知した上で個人データを収集する場合には、収集の目的を伝えなければならない。本人には、データの申告は任意であることを教示しなければならない。第1項第2号に規定する安全性審査の場合には、公勤務法 [Dienstrecht]<sup>(4)</sup> 及び労働法 [Arbeitsrecht]<sup>(5)</sup> において定められた協力義務又は他の契約上の協力義務を教示しなければならない。安全性審査においては、1994年4月20日の安全性審査法（連邦法律公報第I部867頁）<sup>(6)</sup> を適用しなければならない。
- (3) 連邦情報庁は、警察の権限及び指揮権限を有さない。連邦情報庁は、自らが権限を有さない措置を、職務共助 [Amtshilfe]<sup>(7)</sup> として警察に要請することはできない。
- (4) 連邦情報庁は、複数の適切な措置の中から、本人に対する侵害が最も少ないと思われる措置を選ばなければならない。措置は、意図する目的に比して、明らかに均衡を失した不利益を伴ってはならない。

### 第3条 特別な情報提供要求

(1) 連邦情報庁は、次の各号に掲げる目的のために個別に必要な場合には、連邦憲法擁護法第8a条及び第8b条<sup>(8)</sup>の規定に準じて情報提供を要求することができる。

1. 第1条第2項に規定する任務の遂行のため
2. 連邦情報庁の職員、施設、物又は情報提供者を、安全を脅かす活動又は[外国の]諜報活動から保護するため

連邦憲法擁護法第8a条第2項及び第2a項の規定は、「連邦憲法擁護法第3条第1項に規定する保護法益<sup>(9)</sup>にとっての重大な危険」を、次の各号に掲げるとおりに読み替えて適用しなければならない。

1. 第1文第1号の場合には、「基本法第10条関係法<sup>(10)</sup>第5条第1項第3文第1号から第4号まで及び第6号に規定する危険分野における重大な危険」と読み替える。
2. 第1文第2号の場合には、「連邦憲法擁護法第3条第1項第2号にいう重大な危険<sup>(11)</sup>」と読み替える。

(4) 公勤務法とは、公務員の身分や勤務条件を定める法令の総称である。

(5) 労働法とは、労働関係法の総称である。

(6) Sicherheitsüberprüfungsgesetz vom 20. April 1994 (BGBl. I S. 867). 安全性審査法は、連邦の情報機関及び公的機関並びに民間の生活上及び防衛上重要な施設において機密情報を取り扱う職員の身元審査の要件及び手続を定める法律である。

(7) 職務共助とは、本来所管の官庁以外の者がその任務を遂行する上で必要な他の行政官庁の援助をいう。山田晟『ドイツ法律用語辞典 改訂増補版』大学書林, 1993, p. 25.

(8) Bundesverfassungsschutzgesetz vom 20. Dezember 1990 (BGBl. I S. 2954, 2970). 連邦憲法擁護法は、連邦及び州の憲法擁護官庁について、官庁間の協力、情報収集の任務及び権限並びに個人データ保護義務を定める法律である。同法第8a条は、自由で民主的な基本秩序や国の治安にとって重大な危険があり、情報の収集及び分析のために必要である場合には、連邦憲法擁護庁は、通信事業者から契約者情報を入手することができ、また、航空会社や金融機関等から顧客情報を入手することができる旨を定めている。同法第8b条は、このための手続を定めている。

(9) 連邦憲法擁護法第3条第1項に規定する保護法益とは、自由で民主的な基本秩序、連邦及び州の存続及び安全、連邦及び州の憲法機関（連邦の憲法機関は、連邦議会、連邦参議院、連邦大統領、連邦政府及び連邦憲法裁判所である。）の任務遂行、ドイツの外交上の利益並びに諸民族の平和的共生である。

(10) 基本法第10条関係法の正式名称は、「信書、郵便及び通信の秘密の制限のための法律」（Gesetz zur Beschränkung des Brief-, Post- und Fernmeldegeheimnisses (Artikel 10-Gesetz) vom 26. Juni 2001 (BGBl. I S. 1254, 2298; 2007 I S. 154))である。基本法第10条関係法は、情報機関による「信書、郵便及び通信の秘密（基本法第10条）」を制限する措置について、その要件や監視を定めている。同法第5条第1項第3文に定める危険は、ドイツ連邦共和国に対する武力攻撃（第1号）、ドイツ連邦共和国と関わる国際テロ（第2号）、武器の国際的な頒布（第3号）、欧州連合域内における麻薬の商業的又は組織的な密輸（第4号）及び国際的で組織的な資金洗浄（第6号）をいう。

(11) 連邦憲法擁護法第3条第1項第2号に規定する重大な危険とは、ドイツ国内における安全を脅かす活動又は外国政府の諜報活動である。

連邦憲法擁護法第8b条第1項から第9項までの規定は、「連邦内務省」を「連邦首相府」と読み替えて適用しなければならない。

- (2) 連邦憲法擁護法第8a条第2項及び第2a項に規定する命令は、実際の根拠 [tatsächliche Anhaltspunkte]<sup>(12)</sup>に基づいて第1項第2文に規定する危険の創出又は維持に関与していることが推定される者及び連邦憲法擁護法第8a条第3項第2号に規定する者<sup>(13)</sup>についてのみ、発出することができる。
- (3) 通信の秘密の基本権（基本法第10条）は、この限りにおいて制限される。

#### 第4条 更なる情報提供要求

[連邦情報庁は、]第1条第2項に規定する任務の遂行に必要な限りにおいて、連邦憲法擁護法第8d条<sup>(14)</sup>の規定に準じて、通信サービス事業者又は通信サービスへの協力事業者から、通信法第95条及び第111条の規定により収集したデータ<sup>(15)</sup>に関する情報の提供を要求することができる。[連邦憲法擁護法]第8b条第1項第2文の規定は、「連邦内務省」を「連邦首相府」と読み替えて適用しなければならない。情報提供については、連邦憲法擁護法第8d条第5項の規定により補償しなければならない。通信の秘密の基本権（基本法第10条）は、連邦憲法擁護法第8d条第2項に規定する基準により制限される。

#### 第5条 特別な形態のデータ収集

連邦情報庁は、その任務の遂行のために、個人データを含む情報の秘密裏の入手が必要であるという推定が、事実により正当化される場合には、連邦憲法擁護法第8条第2項に規定する手段<sup>(16)</sup>を用いることができる。連邦憲法擁護法第9条、第9a及び第9b条<sup>(17)</sup>の規定は、準用しなければならない。

## 第2章 在外外国人の通信偵察

#### 第6条 データの収集及び処理の要件

- (1) 連邦情報庁は、次の各号に掲げる目的のために必要な場合には、その任務の遂行のために、国内において、技術的手段を用いて、在外外国人の通信が行われる通信網（通信網）から個人データを含む情報を収集し及び処理することができる（在外外国人の通信偵察 [Ausland-Ausland-Fernmeldeaufklärung]）。
1. ドイツ連邦共和国の治安又は対外的な安全に対する危険を早期に発見し、これに対処することを可能とするため
  2. ドイツ連邦共和国の外交力 [Handlungsfähigkeit] を維持するため

---

(12) 保護法益に重大な危険を及ぼすという疑いは、漠然とした根拠や単なる推測であってはならず、十分に具体的な実際の根拠に基づかなければならない。Wolf-Rüdiger Schenke et al., *Sicherheitsrecht des Bundes*, München: C.H.Beck, 2014, S. 1371.

(13) 連邦憲法擁護法第8a条第3項第2号に規定する者とは、特定の事実に基づき、重大な危険を助長する者と通信を行うことが推定される者である。

(14) 連邦憲法擁護法第8d条は、連邦憲法擁護庁が、その任務の遂行に必要な場合には、通信サービス事業者に情報提供を要求することができる旨を定めている。

(15) *Telekommunikationsgesetz vom 22. Juni 2004 (BGBl. I S. 1190)*. 通信法第95条及び第111条の規定により収集したデータとは、顧客データである。渡辺富久子「【ドイツ】通信法の個人データ保護関連規定の改正」『外国の立法』No.257-1, 2013.10, pp.12-13. <[http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_8320919\\_po\\_02570106.pdf?contentNo=1&alternativeNo=](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8320919_po_02570106.pdf?contentNo=1&alternativeNo=)>を参照。

(16) 連邦憲法擁護法第8条第2項に規定する手段とは、協力者 (Vertrauensleute)、録音・録画等の諜報手段である。

(17) 連邦憲法擁護法第9条は、同法第8条第2項に規定する諜報手段を用いるための要件を、第9a条は連邦憲法擁護庁の職員が覆面調査を行うための要件を、第9b条は協力者を関与させるための要件を定めている。

3. 連邦首相府が外務省、連邦内務省、連邦防衛省、連邦経済・エネルギー省及び連邦経済協力・開発省と協議してその種類及び範囲を定めた出来事に関して、外交及び安全保障政策上重要な他の知見を得るため  
[連邦情報庁は、]連邦首相府が事前に命令により指定した通信網からのみデータを収集することができる。
- (2) 連邦情報庁は、在外外国人の通信偵察において、検索語を用いる方法によってのみ、通信内容のデータを収集することができる。検索語は、第1項第1文に規定する事情の解明のために指定され、かつ、適切でなければならず、その使用は、ドイツ連邦共和国の外交及び安全保障政策上の利益と一致していなければならない。
- (3) 欧州連合の施設、その加盟国の公的機関又は欧州連合の市民を対象としてデータを捕捉する検索語は、次の各号に掲げる目的のいずれかのために必要である場合に限り、使用することができる。
1. 基本法第10条関係法第5条第1項第3文にいう危険<sup>(18)</sup>を発見し、これに対処するため
  2. ドイツ連邦共和国の安全にとって特に関係の深い第三国における出来事に関するデータを専ら収集する場合に限り、第1項第1文第1号から第3号までにいう情報を入手するため
- 欧州連合の市民を対象としてデータを捕捉する検索語は、基本法第10条関係法第3条第1項にいう犯罪<sup>(19)</sup>を発見し、これに対処するために必要な場合にも使用することができる。
- (4) ドイツ国籍を有する者、国内の法人又は連邦領域に滞在する者の通信情報の収集は、許されない。
- (5) 競争上の利益を目的とした在外外国人の通信偵察（経済スパイ）は、許されない。
- (6) 通信データは、最長で6か月間保存される。第19条及び第20条の規定は、その適用を妨げない。
- (7) 第1項に規定する措置の技術的及び組織的な実施並びに連邦情報庁内の監視の所管は、命令の手續の詳細を規定する内規 [Dienstvorschrift] において定めなければならない。当該内規は、連邦首相府の同意を要する。連邦首相府は、議会監視委員会に [当該内規を] 報告する。

#### 第7条 国外において収集したデータの処理及び利用

- (1) 連邦情報庁が通信偵察の手段を用いて国外において収集したデータの処理及び利用には、第6条第1項第1文及び第3項から第6項までの規定を準用する。
- (2) 連邦情報庁は、第6条第3項に規定する要件を満たす場合に限り、外国の公的機関に対して、欧州連合の施設、その加盟国の公的機関又は欧州連合の市民を対象とした国外におけるデータの捕捉を要請する [veranlassen] ことができる。

#### 第8条 通信サービス事業者の義務

- (1) 通信サービス事業者又は通信サービスへの協力事業者は、[連邦情報庁の]命令に基づき、連邦情報庁に対して、命令の発効後に行われた通信の詳細に関する情報を提供し、

(18) 基本法第10条関係法第5条は、国内と国外との間の通信情報収集を行う連邦情報庁の権限を定めている。前掲注(10)を参照。

(19) 基本法第10条関係法第3条第1項にいう犯罪とは、平和に対する犯罪や、民主的法治国家を脅かす犯罪、反逆罪、国防に対する危害等である。

通信による配信を受託した配信物を引き渡し、並びに通信の監視及び記録が可能となるようにしなければならない。第3条及び第4条の規定は、その適用を妨げない。通信事業者が監視措置を技術的及び組織的に実施するための対策を講じる義務の有無及びその範囲は、通信法第110条の規定及び当該規定に基づいて制定された法規命令<sup>(20)</sup>において定める。

(2) 第1項の規定による義務を負う事業者は、予定の措置を実施する前に、措置の実施を委託する者について、次の各号に掲げる事項の全てを遅滞なく行わなければならない。

1. 選定
2. 簡易な安全性審査
3. 第17条に規定する情報漏洩の禁止及び第34条に規定する[第17条の規定に]違反した場合の可罰性に関する教示。この教示は、文書によらなければならない。

措置の実施は、第1文に規定する基準に従って審査及び教示を行った者に限り受託することができる。連邦首相府の同意を得て、連邦情報庁長官又はその代理人は、第1項の規定による義務を負う事業者に対して、安全性審査の終了前に措置の実施を文書で催告することができる。第1項の規定による義務を負う事業者は、2010年4月26日の一般行政規則（省庁共通公報846頁）によって最終改正された2006年3月31日の秘密事項の実体的及び組織的な保護に関する連邦内務省の一般行政規則（省庁共通公報803頁）<sup>(21)</sup>の最新の文言に従って秘密保護の措置を保障しなければならない。

(3) 第2項第1文第2号に規定する安全性審査は、安全性審査法に準じて実施しなければならない。安全性審査は、連邦内務省が行う。過去5年以内に連邦法又は州法に基づいて同等の又はより詳細な安全性審査が実施された事業者に措置の実施を委託する場合には、再度の安全性審査は行わないものとする。

## 第9条 命令及び報告

(1) 第6条第1項に規定する命令は、連邦情報庁長官又はその代理人の申請により、文書で発出される。申請及び命令には、次の各号に掲げる事項の全てを記さなければならない。

1. 措置の理由及び期間
2. 当該[通信偵察を行う]通信網
3. 第8条の規定により義務を負う事業者

(2) 次の各号に掲げる検索語の指定には、連邦情報庁長官又はその代理人の命令を必要とする。

1. 欧州連合の施設又はその加盟国の公的機関を対象としてデータを捕捉する場合には、第6条第3項第1文第1号に規定する検索語
  2. 第6条第3項第1文第2号に規定する検索語
- 第1文に規定する命令については、連邦首相府に報告しなければならない。

(3) 第2項及び第6条第1項に規定する命令には、9か月までの期限を付さなければならない。命令の要件が継続して存在する場合には、その都度9か月まで延長することができる。

(4) 連邦首相府は、第6条第1項の規定により発出した命令について、その実施の前に、

---

(20) Telekommunikations-Überwachungsverordnung vom 3. November 2005 (BGBl. I S. 3136). なお、通信法第110条は、通信事業者の監視措置実施義務を定めている。

(21) Allgemeine Verwaltungsvorschrift des Bundesministeriums des Innern zum materiellen und organisatorischen Schutz von Verschlusssachen vom 31. März 2006 (GMBI S. 803).

独立委員会に報告する。独立委員会は、命令の許容性及び必要性を審査する。遅滞すれば措置の目的を達成することができない場合又は達成が著しく困難となる場合には、独立委員会に事前の報告をせずに命令を実施することができる。この場合、独立委員会への報告は事後に遅滞なく行わなければならない。独立委員会が適法と認めない命令又は不要と認めた命令は、遅滞なく取り消さなければならない。

- (5) 連邦首相府は、連邦情報庁が第2項の規定により発出した命令が欧州連合の施設又はその加盟国の公的機関に関するものである場合には、当該命令について独立委員会に報告する。独立委員会が適法と認めない命令又は不要と認めた命令は、遅滞なく取り消さなければならない。その他、独立委員会は、第6条第3項の基準が遵守されているか否かをいつでも無作為調査により監督する権限を有する。議会監視委員会の監督の権限は、[このことにより]影響を受けない。

#### 第10条 識別表示及び消去

- (1) 第6条の規定により収集したデータは、識別できるようにしなければならない。
- (2) 第9条第5項第2文の規定により命令が取り消された場合には、当該命令に基づいて既に収集したデータを遅滞なく消去しなければならない。
- (3) データが第6条第3項又は第9条第2項に違反して収集された場合には、当該データを遅滞なく消去しなければならない。この旨は、独立委員会に報告しなければならない。検索語が欧州連合の施設、その加盟国の公的機関又は欧州連合の市民に関するものであることが事後に判明した場合には、当該検索語を用いて収集した通信データも遅滞なく消去しなければならない。ただし、第6条第3項の規定により当該データの収集が許容されるものであった場合には、この限りでない。
- (4) データが第6条第4項に違反して収集された場合には、当該データを遅滞なく消去しなければならない。データが遅滞なく消去されない場合には、基本法第10条審査会の次の会議でこれを報告しなければならない。次の各号に掲げる事項のいずれをも確認した上で、[データを収集された]本人に対して、データを収集したことを通知しなければならない。
1. 通知により措置の目的が脅かされることはありえないこと。
  2. 連邦又は州の福祉のために重大な不利益が予見されないこと。

[本人への]通知をデータの収集後12か月以内に行わない場合において、更に通知を行わないときには、基本法第10条審査会の同意を必要とする。基本法第10条審査会は、更に通知を行わない[延長]期間を決定する。データの収集から5年が経過した場合において、通知のための要件が将来においても生じないことが十分な蓋然性をもって予想されるときには、基本法第10条審査会の同意を得て、最終的に通知を行わないこととすることができる。個人データが[本人への]通知又は裁判所によるデータ収集の事後検査のために重要である可能性がある間は、消去は行わず、個人データは遮断<sup>(22)</sup>され、この目的に限り当該個人データを使用することができる。

- (5) データが第6条第5項に違反して収集された場合には、当該データを遅滞なく消去しなければならない。
- (6) 第2項から第5項までの規定によるデータの消去は、ログを記録しなければならない[protokollieren]。ログデータは、データ保護の監督の目的に限り使用することができる。

(22) 遮断とは、データ加工及び使用を制限するため、保存された個人データに印をつけることをいう(連邦データ保護法第3条第4項)。

ログデータは、記録から2年後の暦年が終了するまで保存しなければならず、その後遅滞なく消去しなければならない。

## 第11条 中核領域の保護

実際の根拠に基づいて、第6条に規定する措置により私的生活の中核領域 [Kernbereich privater Lebensgestaltung]<sup>(23)</sup> に関する知見しか得られないと推定される場合には、当該措置は、許されない。第6条に規定する措置により私的生活の中核領域に関する知見が得られた場合には、これを使用することは許されない。かかる知見に関する記録は、遅滞なく消去しなければならない。当該知見の取得及びその消去については、これを記載した文書を作成しなければならない。

## 第12条 適切性検査

- (1) 連邦情報庁は、第6条に規定する措置のために次の各号に掲げる事項のいずれかを指定することが必要である限りにおいて、個人データを含む情報を通信網から収集し、これを評価することができる（適切性検査）。
  1. 適切な検索語
  2. 適切な通信網
- (2) 適切性検査は、連邦情報庁長官又はその代理人によって命ぜられなければならない。適切性検査は、検査を行う通信網で適切なデータが伝送されていることについて実際の根拠がある場合に限り、これを命じることができる。命令には、6か月の期限を付さなければならない。適切性検査の実施のために通信サービス事業者の協力が必要である場合には、第6条第1項第2文、第8条及び第9条第1項の規定を準用する。
- (3) 適切性検査において収集した個人データは、適切性検査の目的に限り使用することができる。連邦情報技術安全庁法第5条第7項第2文から第8文までの規定<sup>(24)</sup>を準用する。連邦情報庁は、適切性検査の実施のために必要である限りにおいて、収集した個人データを保存することができる。データの評価は、収集後、遅滞なく実施しなければならない。
- (4) 第1項第1号に規定する適切性検査のための個人データはその収集から遅くとも2週間後に、第1項第2号に規定する適切性検査のための個人データはその収集から遅くとも4週間後に、痕跡を残さず消去しなければならない。データの消去は、ログを記録しなければならない。ログデータは、データ保護の監督の目的に限り使用することができる。ログデータは、記録から2年後の暦年が終了するまで保存しなければならず、その後遅滞なく消去しなければならない。
- (5) 収集した個人データを第3項第1文に規定する範囲を超えて使用することは、次の各号に掲げる法益に対する重大な危険を防止できることについて実際の根拠がある場合にのみ許される。
  1. 人の身体、生命又は自由
  2. ドイツ連邦共和国の安全
- (6) 第6条の規定により実施している措置から得られたデータは、適切性検査にも使用す

(23) 連邦憲法裁判所の判決 (BVerfGE 109, 279) によれば、私的生活の中核領域に含まれる感情表現や愛情表現等はプライバシー保護の対象となるが、処罰可能な具体的行為に関する会話は保護対象ではない。Lutz Meyer-Goßner und Bertram Schmitt, *Strafprozessordnung: Gerichtsverfassungsgesetz, Nebengesetze und ergänzende Bestimmungen*, München: C.H.Beck, 2015, S. 390.

(24) Gesetz über das Bundesamt für Sicherheit in der Informationstechnik vom 14. August 2009 (BGBl. I S. 2821). 連邦情報技術安全庁法第5条第7項は、可能な限り、私的生活の中核領域からの情報が収集されないような技術的措置を講じなければならないが、万一収集してしまった場合には、これを利用してはならず、また、遅滞なく削除しなければならない旨を定めている。

ることができる。この際には、第1項及び第3項から第5項までの規定を準用する。

### 第13条 在外外国人の通信偵察のための[外国との]協力

- (1) 連邦情報庁が在外外国人の通信偵察（第6条）のために、諜報活動の任務を担う外国の公的機関（外国の公的機関）と協力する場合には、第14条の規定により個人データを含む情報を収集し、第15条の規定によりこれを交換することができる。
- (2) 第1項の規定による外国の公的機関との協力は、次の各号に掲げる場合には、許される。
  1. 第6条第1項第1文第1号から第3号までに規定する目的に資する場合
  2. 連邦情報庁による任務の遂行が、かかる協力なしには著しく困難となるか又は不可能である場合
- (3) 協力の詳細は、開始前に、連邦情報庁と外国の公的機関との間の了解覚書に記さなければならない。当該覚書には、特に次の各号に掲げる事項を含めなければならない。
  1. 協力の目標
  2. 協力の内容
  3. 協力の期間
  4. 協力により収集したデータは、収集目的のためにのみ使用することができること及びその使用は法治国家の基本原則と一致しなければならないことについての合意
  5. 連邦情報庁の要請があった場合、外国の公的機関は実行したデータ使用に関する情報提供の意思があることを表明することについての合意
  6. 連邦情報庁からの[データ]消去の要求に外国の公的機関が従うことへの確約
- (4) 協力の目標及び内容は、次の各号に掲げる条件のいずれかに該当する情報入手を目的とするものでなければならない。
  1. 国際テロによる危険の発見及びこれへの対処のため
  2. 大量殺戮兵器及び武器の違法な頒布による危険の発見及びこれへの対処のため
  3. 連邦軍の支援<sup>(25)</sup>及び協力国の軍の保護のため
  4. 国外の危険状況[に関する情報入手]
  5. ドイツ国籍を有する者及び協力国の国籍を有する者にとっての国外の危険及び治安状況[に関する情報入手]
  6. 外交及び安全保障政策上重要な意味を持つ国外の政治的、経済的又は軍事的な出来事[に関する情報入手]
  7. 他の類似の場合
- (5) 欧州連合、欧州経済領域又は北大西洋条約[機構]の加盟国である外国の公的機関と協力を行う場合には、覚書には連邦首相府の同意を要する。その他の国の場合には、連邦首相府長官の同意を要する。覚書については、議会監視委員会に報告しなければならない。

### 第14条 協力の枠組みにおける個人データを含む情報の収集

- (1) 連邦情報庁は、次の各号に掲げる場合には、第13条に規定する協力の枠組みにより個人データを含む情報を収集することができる。

(25) BNDは、連邦軍の部隊のための外国情報の収集も行っている。これは、連邦防衛省とBNDとの間の2005年の協定に基づくものである。„Warum schickt der BND der Bundeswehr abgehörte Daten?“, *Zeit-Online*, 18. März 2015. (<http://www.zeit.de/politik/deutschland/2015-03/bnd-bundeswehr-daten-ueberwachung>); 協定は、Vereinbarung zwischen dem Bundeskanzleramt und dem Bundesministerium der Verteidigung über die Weiterentwicklung der Zusammenarbeit des Bundesministeriums der Verteidigung und der Bundeswehr mit dem Bundesnachrichtendienst vom 27. Juli 2005. Deutscher Bundestag, *Drucksache* 15/5944, S. 24f.

1. 取り決めた協力目標を達成することが目的である場合
2. 通信内容に関する情報を収集する場合には、取り決めた協力目標の達成に適切な検索語のみが使用される場合

個人データを含む情報の収集及び検索語の使用は、これに加えて、ドイツ連邦共和国の外交及び安全保障政策上の利益と一致していなければならない。

- (2) その他については、第6条第1項第2文及び第3項から第7項まで並びに第8条から第12条までの規定を準用する。
- (3) 在外外国人の通信偵察は、第13条に規定する協力の枠組みにおいて、連邦情報庁自らによってのみ行うことができる。

#### 第15条 データの自動送信 [Datenübermittlung]、保存及び検査

- (1) 協力の枠組みにおいて収集した個人データを含む情報は、次の各号に掲げる要件を全て満たす場合には、外国の公的機関に自動送信することができる。
  1. 事前に、自動検査により次のデータを発見し、削除すること。
    - a) 第10条第3項及び第4項に規定するデータ
    - b) 送信するとドイツ連邦共和国の国益に反することになるデータ
  2. 協力目標を達成するために、即時転送が必要であること。
- (2) データの送信は、ログを記録しなければならない。ログデータは、データ保護の監督の目的に限り使用することができる。ログデータは、記録から2年後の暦年が終了するまで保存しなければならない、その後遅滞なく消去しなければならない。
- (3) 第1項及び第11条に規定する基準が遵守されているか否かは、無作為調査により検査する。検査は、法曹資格を有する連邦情報庁の職員の監督下で行う。データがこれらの基準に反して収集され、外国の公的機関に転送されたことが事後に発覚した場合には、当該外国の公的機関にデータ消去を要求する。連邦情報庁は、6か月以内に、第1文に規定する検査の実施について連邦首相府に報告する。詳細は、連邦首相府の同意を要する内規において定めなければならない。連邦首相府は、議会監視委員会に[検査の実施及びその結果について]報告する。独立委員会は、第1項及び第11条に規定する基準が遵守されているか否かをいつでも無作為調査により監督することができる。
- (4) 連邦情報庁は、協力の枠組みで外国の公的機関が指定した検索語によって収集したデータを、2週間保存する。第19条及び第20条の規定は、その他について、その適用を妨げない。

#### 第16条 独立委員会

- (1) 独立委員会は、次の各号に掲げる者により構成される。
  1. 委員長1名
  2. 委員2名
  3. 委員代理3名

独立委員会の構成員[委員長及び委員]及びその代理は、その職務の遂行において独立しており、指示に服さない。委員長及び委員1名は連邦通常裁判所の裁判官とし、他の委員1名は連邦通常裁判所の連邦検察官<sup>(26)</sup>とする。代理2名は連邦通常裁判所の裁判官とし、他の代理1名は連邦通常裁判所の連邦検察官とする。

---

(26) ドイツにおいては、各裁判所に検事部が付置されている(裁判所構成法(Gerichtsverfassungsgesetz in der Fassung der Bekanntmachung vom 9. Mai 1975 (BGBl. I S. 1077)) 第141条)。

- (2) 連邦内閣 [Bundeskabinett] は、次の各号に掲げる者を、6年間の期間で任命する。
1. 連邦通常裁判所長官の提案により、連邦通常裁判所の裁判官である構成員及びその代理
  2. 連邦検事総長の提案により、連邦通常裁判所の連邦検察官である構成員及びその代理
- (3) 独立委員会には、任務の遂行に必要な人員及び資材を供さなければならない。事務局は、連邦通常裁判所に置く。
- (4) 独立委員会は、少なくとも3か月ごとに会議を開催する。独立委員会は、職務規則を定める。独立委員会は、多数決により議決する。一又は複数の委員が会議に出席することができない場合には、その代理が出席する。
- (5) 委員会の審議は、非公開とする。独立委員会の構成員及びその代理並びに事務局の職員は、委員会における活動において知り得た事項について守秘義務を負う。守秘義務は、辞任後も継続する。事務局の職員については、安全性調査を伴う拡張安全性審査（安全性審査法第7条第1項第3号）<sup>(27)</sup>を行わなければならない。
- (6) 独立委員会は、最長で6か月間隔で、その活動について議会監視委員会に報告する。

### 第17条 情報漏洩の禁止

- (1) 通信サービス事業者又は通信サービスへの協力事業者は、第12条第2項第4文とも関連する第6条第1項に規定する措置について、漏洩してはならない。
- (2) 第12条第2項第4文とも関連する第8条第1項第1文の規定により情報提供の要請又は情報提供があった場合には、このための対応を義務付けられた事業者、対応を委託された事業者又は協力事業者は、この事実又は要請の内容若しくは提供された情報の内容を漏洩してはならない。

### 第18条 補償

連邦情報庁は、第8条第1項第1文又は第12条第2項第4文の規定により義務を負う事業者と、当該義務の遂行に対する補償金のための契約を結ぶ。補償金の額は、実際の費用の証明を受け、これに基づくものとする。

## 第3章 データの処理

### 第19条 個人データの保存、改変及び利用

- (1) 連邦情報庁は、その任務の遂行に必要な限りにおいて、連邦憲法擁護法第10条<sup>(28)</sup>の規定により個人データを保存し、改変し、又は利用することができる。
- (2) 未成年者の個人データの保存、改変及び利用は、連邦憲法擁護法第11条<sup>(29)</sup>に規定する要件がある場合、かつ、個別の事情から当該未成年者によって国外におけるドイツ国籍を有する者の身体若しくは生命に対する危険又は国外におけるドイツの施設に対する危険が生じることを排除できない場合に限り、行うことができる。

(27) 安全性審査には、①簡易な安全性審査、②拡張安全性審査及び③安全性調査を伴う拡張安全性審査の3種類がある。安全性調査を伴う拡張安全性審査は、このうち最も厳格な審査で、最上級の機密事項を扱う者や情報機関の職員に対して行われる。Schenke et al., *op.cit.*(12), S. 1577.

(28) 連邦憲法擁護法第10条は、連邦憲法擁護庁の監視対象である団体活動について実際の根拠がある場合に、個人データを保存し、改変し及び利用することができる旨を定めている。

(29) 連邦憲法擁護法第11条は、14歳未満の未成年者が民主的な法治国家の危殆（たい）化の罪や、テロ団体結成の罪等を犯すか又は計画した場合には、連邦憲法擁護庁は、当該未成年者の個人データを保存し、改変し及び利用することができる旨を定めている。

## 第20条 個人データの訂正、消去及び遮断

- (1) 連邦情報庁は、連邦憲法擁護法第12条の規定により、ただし、同法第12条第3項第1文に規定する検査の間隔を「10年」と読み替えて<sup>(30)</sup>、データファイルに保存した個人データを訂正し、消去し及び遮断しなければならない。
- (2) 連邦情報庁は、連邦憲法擁護法第13条第1項及び第2項<sup>(31)</sup>の規定により、文書中の個人データを訂正し及び遮断しなければならない。電子文書の使用には、連邦憲法擁護法第13条第4項<sup>(32)</sup>の規定を適用するが、この場合には、[連邦情報庁の]任務の遂行にとっての当該電子文書の必要性を遅くとも10年以内に検査しなければならないものとする。

## 第21条 データファイルに関する命令

連邦情報庁は、個人データを含むデータファイルの各々につき、連邦憲法擁護法第14条<sup>(33)</sup>に規定するデータファイルに関する命令を制定しなければならないが、命令には連邦首相府の同意を要する。[この際には、]連邦憲法擁護法第14条第2項及び第3項の規定を適用しなければならない。

## 第22条 本人への情報提供

連邦情報庁は、本人からの申請があった場合には、連邦憲法擁護法第15条<sup>(34)</sup>の規定に準じて、この法律の第19条の規定により保存した本人に係るデータに関する情報を提供する。連邦憲法擁護法第14条における「連邦内務省」は、「連邦首相府」と読み替える。

## 第4章 データ送信及び共同データファイル

### 第23条 連邦情報庁に対する情報の送信

- (1) 連邦の官庁及び連邦直属の公法上の法人<sup>(35)</sup>は、次の各号に掲げる目的のいずれかのために必要であるという実際の根拠がある場合には、個人データを含む知り得た情報を連邦情報庁に対して自ら送信することができる。
  1. 第2条第1項第1号に規定する[連邦情報庁の]自己防衛[Eigensicherung]のため
  2. 第1条第2項に規定する任務において、基本法第10条関係法第5条第1項第3文に規定する危険に関する[連邦情報庁の]情報の収集のため第1文第2号の規定は、連邦防衛省及び連邦軍の官署については、第1条第2項に規定する[連邦情報庁の]任務の遂行のために連邦情報庁へのデータ送信が必要である場合に、適用する。

(30) 連邦憲法擁護法第12条第3項は、連邦憲法擁護庁は、5年おきに、個人データの訂正又は消去について検査しなければならない旨を定めている。

(31) 連邦憲法擁護法第13条第1項は、連邦憲法擁護庁が紙の文書中の個人情報に正しくないことを確認した場合及び個人情報の本人から当該情報が正しくないとの申告があった場合には、これを文書に注記しなければならない旨を定めている。同条第2項は、遮断しなければ本人の保護すべき利益が侵害される場合及び連邦憲法擁護庁の任務の遂行に当該個人情報がもはや必要でない場合には、連邦憲法擁護庁は当該個人情報を遮断しなければならない旨並びに遮断された個人情報の利用及び伝達は禁止される旨を定めている。

(32) 連邦憲法擁護法第13条第4項は、電子文書の場合には、紙の文書の使用及び訂正に関する規定を適用しなければならない旨を定めている。

(33) 連邦憲法擁護法第14条は、データファイルに関する命令について定める。その第2項は、個人データの保存は必要最小限としなければならない旨、第3項は、データファイルへのアクセス権はデータの内容を直接所管する部署の職員のみが付与しなければならない旨を定めている。

(34) 連邦憲法擁護法第15条は、連邦憲法擁護庁は、保存している個人データについて、本人から情報提供の請求があった場合には、当該個人情報に関する情報を無償で提供する旨を定めている。ただし、同庁の任務の遂行に支障がある場合等には、情報提供を行わない。

(35) 公法上の法人には、公法上の社団(Körperschaft)、公法上の営造物(Anstalt)及び公法上の財団(Stiftung)がある。山口和人『ドイツ民法I(総則)』(調査資料2014-1-d 基本情報シリーズ19) 国立国会図書館調査及び立法考査局、2015, p.17. ([http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_9214781\\_po\\_201401d.pdf?contentNo=1](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_9214781_po_201401d.pdf?contentNo=1))を参照。

- (2) 検察官並びに検察官の指揮権限を留保した上で連邦警察法に基づく任務を実施する警察、税関捜査官庁及び他の税関官署は、第2条第1項第1号に規定する[連邦情報庁の]自己防衛のために[データの]送信が必要であるという実際の根拠がある場合には、知り得た個人データを含む情報を連邦情報庁に対して自ら送信する。その他、これらの官庁は、第1項第2号に規定する基準に従って、個人データを含む知り得た情報を連邦情報庁に対して自ら送信することができる。
- (3) 連邦情報庁は、連邦憲法擁護法第18条<sup>(36)</sup>第3項の規定により、いかなる官庁に対しても、個人データを含む自らの任務の遂行に必要な情報の送信を要請することができ、連邦憲法擁護法第18条第4項の規定により、任務の遂行に必要である限りにおいて、官庁が運営する登録簿を閲覧することができる。[その際、]連邦憲法擁護法第17条第1項及び第18条第5項<sup>(37)</sup>の規定を適用しなければならない。
- (3a) (削除)
- (4) 刑事訴訟法第100a条に規定する措置<sup>(38)</sup>により知り得た個人データの送信には、連邦憲法擁護法第18条第6項<sup>(39)</sup>の規定を準用しなければならない。

#### 第24条 連邦情報庁による情報の送信

- (1) 連邦情報庁は、任務の遂行に必要である場合又は受信者が公共の安全の重大な目的のために当該データを必要とする場合には、個人データを含む情報を国内の公的機関に送信することができる。第5条に規定する手段により収集した個人データを含む情報については、連邦情報庁は、連邦憲法擁護法第19条<sup>(40)</sup>第1項第1文に規定する機関に対して、当該条項に規定する要件の下で、又は[この条]第3項の規定により送信することができる。受信者は、法律に別段の規定がある場合を除き、当該データの送信を受けた目的に限り、送信されたデータを使用することができる。
- (2) 個人データを含む情報の他の機関への送信には、連邦憲法擁護法第19条第2項から第5項までの規定を準用しなければならない。その際、連邦憲法擁護法第19条第4項に規定する送信は、ドイツ連邦共和国の外交上及び安全保障政策上の利益の維持に必要である場合、かつ、連邦首相府が同意をした場合に限り、行うことができる。憲法擁護官庁から送信された個人データであって、連邦憲法擁護法第18条第1a項第1文にいうもの<sup>(41)</sup>については、連邦憲法擁護法第18条第1a項第2文から第4文までの規定を準用する。
- (3) 連邦情報庁が検察官、警察及び軍事防諜局<sup>(42)</sup>に対して個人データを含む情報を送信する場合には、連邦憲法擁護法第20条<sup>(43)</sup>の規定を準用する。

(36) 連邦憲法擁護法第18条は、他の官庁から憲法擁護官庁（連邦憲法擁護庁及び各州で憲法擁護を所管する官庁）への情報の送信について定めている。

(37) 連邦憲法擁護法第17条第1項は、個人情報の送信を要請する際の要件を定め、同法第18条第5項は、当該要請を文書に記録しなければならない旨を定めている。

(38) *Strafprozeßordnung in der Fassung der Bekanntmachung vom 7. April 1987 (BGBl. I S. 1074, 1319)*. 刑事訴訟法第100a条は、捜査手法としての通信傍受を定めている。

(39) 連邦憲法擁護法第18条第6項の規定によれば、刑事訴訟法第100a条に規定する措置により知り得た個人情報の送信には、ある者が基本法第10条関係法第3条第1項に規定する犯罪を計画し又は犯したという実際の根拠がなければならない。

(40) 連邦憲法擁護法第19条は、連邦憲法擁護庁による個人データの送信を定める。同条第1項第1文に規定する機関は、検察、財務官庁、警察、税務捜査官庁等である。

(41) 連邦憲法擁護法第18条第1a項は、連邦移民難民庁は連邦憲法擁護庁に対して、州の外国人官庁は当該州の憲法擁護官庁に対して、憲法擁護官庁がその任務の遂行のために必要とする個人データを送信する旨を定めている。

(42) 軍事防諜局は連邦軍の一部局であったが、2017年8月1日から、連邦軍事防諜庁となり、連邦防衛省直下の外局となった。

(43) 連邦憲法擁護法第20条は、民主的な法治国家の危殆（たい）化等の犯罪の訴追及び防止のために必要な場合には、連邦憲法擁護庁は、検察及び警察に対して、個人情報を送信する旨を定めている。

## 第 25 条 プロジェクト関連の国内公的機関との共同データファイル

- (1) 連邦情報庁は、連邦及び州の憲法擁護官庁、軍事防諜局、連邦及び州の警察官庁並びに税関検事局と期限付きプロジェクトのために協力する期間、共同データファイルを構築することができる。プロジェクト関連協力活動は、第 1 文に規定する官庁の任務及び権限を基準として、次の各号に掲げる事項に関する知見の交換及び共同分析を目的とする。
1. 基本法第 10 条関係法第 5 条第 1 項第 3 文第 1 号から第 3 号までに規定する危険分野
  2. 基本法第 10 条関係法第 5 条第 1 項第 3 文第 4 号から第 8 号までに規定する危険分野であって、その解明と国際テロリズムとの関連が明らかであるもの
- プロジェクト関連協力活動に参加する官庁は、共同データファイルを構築し、その権限の範囲内で、関連する任務の遂行に必要である限りにおいて、第 2 文に規定する危険分野に属する個人データを使用することができる。個人データの再使用に際しては、当該参加官庁に適用されるデータの使用に関する規定を適用する。
- (2) 共同データファイルへの個人データの入力には、プロジェクト関連協力活動への全参加官庁にデータを送信できる場合に限り入力に許されるという条件の下で、プロジェクト関連協力活動参加官庁に有利となるそれぞれのデータ送信規則を準用する。また、データ入力は、データを入力した官庁が当該データを自己のデータファイルにも保存できる場合に限り、許される。当該データは、識別できるようにしなければならない。
- (3) プロジェクト関連の共同データファイルの管理には、連邦憲法擁護法第 6 条第 2 項第 4 文及び第 5 文及び第 3 項第 1 文<sup>(44)</sup>並びに第 14 条第 2 項の規定と関連するこの法律の第 19 条及び第 20 条の規定を準用する。第 22 条の規定は、連邦情報庁が第 1 文に規定するデータ保護法上の責任を負う官庁の同意を得て情報提供を行い、かつ、当該参加官庁が自らに適用される規則に基づき情報提供の許容性を審査するという条件の下で、適用しなければならない。
- (4) 第 1 項に規定する共同データファイルには、2 年以内の期限を付さなければならない。当該期限は、プロジェクト関連協力活動の目標がプロジェクト終了時に達成されず、データファイルが当該目標の達成に引き続き必要である場合には、2 年延長することができ、その後は 1 年ずつ延長することができる。
- (5) データを入力した官庁による個人データの訂正、遮断及び消去には、当該官庁に適用されるデータの訂正、遮断及び消去に関する規定を準用する。
- (6) 連邦情報庁は、共同データファイルについて、第 21 条に規定するデータファイルに関する命令において、連邦憲法擁護法第 14 条第 1 項第 1 文第 1 号から第 7 号<sup>(45)</sup>までの規定と関連して次の各号に掲げる事項を定めなければならない。
1. データファイルの法的根拠
  2. 保存する個人データの種類
  3. データファイルの発展に資する個人データの種類
  4. データファイルに保存した個人データを、どの受信者にどのような手続で送信するかに関する条件

(44) 連邦憲法擁護法第 6 条第 2 項は、憲法擁護官庁相互の情報交換のために、連邦憲法擁護庁に共同データファイルを構築しなければならない旨を、同条第 3 項は、連邦憲法擁護庁は、共同データファイルのために技術的及び組織的な措置を講じなければならない旨を定めている。

(45) 連邦憲法擁護法第 14 条第 1 項は、データファイルに関する命令において、データファイルの名称及び目的、データの保存、提供及び利用、データファイルへのアクセス権等を規定しなければならない旨を定めている。

5. プロジェクト関連協力活動参加官庁の同意を得て、当該官庁においてデータ入力及びデータ検索の権限を有するそれぞれの部署
6. 共同データファイル参加官庁による入力データの不正確性の根拠〔発見時〕の入力官庁に対する即時の指摘並びにデータ入力官庁による当該データの検査及び必要な場合には遅滞ない改変、訂正又は消去
7. 既存個人データに対する共同データファイル参加官庁による新たなデータの追加入力機会
8. 共同データファイルからの全てのデータ検索について、その日時、読み出されたデータセットを特定するための語句及び当該検索に責任を持つ官庁に関し、ログデータの目的設定及びその削除期限を含むデータ保護の監督を目的として連邦情報庁が行うログ記録
9. 連邦データ保護法第8条<sup>(46)</sup>に規定する本人からの損害賠償請求に対応する連邦情報庁の部署

データファイルに関する命令は、連邦首相府及び協力官庁の専門監督を行う連邦又は州の最上級官庁<sup>(47)</sup>の同意を必要とする。データファイルに関する命令の発出の前に、連邦データ保護・情報自由監察官<sup>(48)</sup>の意見を聴取しなければならない。連邦憲法擁護法第6条第2項第6文<sup>(49)</sup>の規定を準用する。

## 第26条 外国の公的機関との共同データファイル

- (1) 連邦情報庁は、諜報活動から得られた情報及び知見を交換し、及び共同分析するために、外国の公的機関と共同データファイルを管理し（第27条）、又はこれに参加することができる（第30条）。各データファイルは、特定の危険状況又は特定の人的集団に関するものでなければならない。
- (2) 第1項にいう協力活動は、次の各号に掲げる要件を全て満たす場合に限り、許される。
  1. ドイツ連邦共和国の外交及び安全保障政策上の重大な利益がある場合
  2. 参加国において法治国家の基本原則の遵守が保障されている場合
  3. 相互性の原則の保障が確保されている場合
- (3) 第1項にいう協力活動であって、欧州連合加盟国、欧州経済領域又は北大西洋条約〔機構〕の加盟国である外国の公的機関とのものについては、連邦首相府の同意を必要とする。他の外国の公的機関との協力活動には、連邦首相府長官の同意を必要とする。議会監視委員会には、当該協力活動について報告しなければならない。
- (4) 協力活動の目標及び共同データ利用の詳細は、協力活動の開始前に、連邦情報庁と参加する外国の公的機関との間の了解覚書に記さなければならない。当該覚書には、データファイルの目的のほか、特に次の各号に掲げる事項を含めなければならない。
  1. 当該目的に限ってデータを使用することができること。
  2. 共同データファイルに送信されたデータについて実行された利用に関し、情報提供を要請する権利が連邦情報庁に留保されること。

(46) 連邦データ保護法第8条は、公的機関が法規に違反して個人情報収集又は利用したことにより、当該者に損害を与えた場合には、当該公的機関は損害賠償の義務を負う旨を定めている。

(47) 連邦及び州の各府省をいう。

(48) 連邦データ保護・情報自由監察官は、連邦の諸機関がデータ保護に関する法規を遵守しているか否かを監視する（連邦データ保護法第24条）。

(49) 連邦憲法擁護法第6条第2項第6文は、任務の遂行に必要である場合に限り、データを読み出すことができる旨を定めている。

## 第 27 条 連邦情報庁による共同データファイルの管理

- (1) 連邦情報庁が第 26 条第 1 項の規定によりデータファイルを自らのデータファイルとして管理する場合には、当該データファイルは、基本法第 10 条関係法第 5 条第 1 項第 3 文にいう危険の発見及びこれへの対処のための情報及び知見に関連するものでなければならない。連邦憲法擁護法第 14 条第 2 項の規定を準用する。
- (2) 参加する外国の公的機関による個人データの訂正、遮断及び消去には、当該データを入力した外国の公的機関に適用される国内法を適用する。

## 第 28 条 共同データファイルに関する命令

連邦情報庁は、外国の公的機関と共同で利用するデータファイルであって、自らが管理するもの全てのために、命令を発出しなければならない。当該命令においては、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

1. データファイルの名称
2. データファイルの目的
3. [データの]保存、送信及び利用の要件（対象とする人的集団、データの種類）
4. データ受渡し又は入力（共同データファイルに参加する外国の公的機関による既存個人データに対する新たなデータの追加入力機会を含む。）
5. アクセス権
6. 検査期限及び保存期間
7. 共同データファイルからの全てのデータ検索について、その日時及び当該検索に責任を持つ[外国公的]機関に関して連邦情報庁が行うログ記録
8. データファイルの法的根拠
9. データ入力及びデータ検索の権限を有する外国の公的機関
10. 共同データファイルに参加する外国の公的機関による入力データの不正確性の根拠[発見時]の入力した外国の公的機関に対する即時の指摘並びにデータを入力した外国の公的機関による当該データの検査及び必要な場合には遅滞ない改変、訂正又は消去
11. 連邦データ保護法第 8 条に規定する本人からの損害賠償請求に対応する連邦情報庁の部署

データファイルに関する命令は、連邦首相府の同意を必要とする。データファイルに関する命令の発出に際しては、事前に連邦データ保護・情報自由監察官の意見を聴取しなければならない。連邦データ保護・情報自由監察官の検査対象は、連邦情報庁が構築したデータファイル及び連邦情報庁が共同データファイルに入力したデータのみとする。

## 第 29 条 連邦情報庁が管理する共同データファイルへの入力及びアクセス

- (1) 連邦情報庁が自ら管理する共同データファイルに個人データを含む情報を入力することができるのは、当該データを協力活動に参加する全ての機関に送信することができる場合に限る。また、連邦情報庁は、当該データを自らのデータファイルに保存することができる場合にも、入力を行うことができる。個人データは、識別できるようにしなければならない。
- (2) 連邦情報庁による入力は、自動的に実行することもできる。第 15 条第 1 項及び第 3 項の規定を準用する。
- (3) 連邦情報庁及び外国の公的機関は、データファイルを構築した目的の遂行に必要な場合には、保存された個人データに直接アクセスし、これを利用することができる。

- (4) 入力及びアクセスは、ログを記録しなければならない。ログデータは、データ保護の監督を実施する目的に限り、使用することができる。ログデータは、記録から2年後の暦年が終了するまで保存しなければならない、その後遅滞なく消去しなければならない。

### 第30条 外国の公的機関との共同データファイルへの参加

第26条第1項にいう外国の公的機関により構築された共同データファイルに連邦情報庁が参加する場合には、連邦首相府の同意を要する。第29条第1項から第3項までの規定を準用する。

### 第31条 情報送信のための手続規則

第23条及び第24条に規定する情報送信には、連邦憲法擁護法第23条から第26条までの規定<sup>(50)</sup>を準用しなければならない。

## 第5章 共通規定

### 第32条 連邦データ保護法の適用

連邦情報庁の任務の遂行に際しては、連邦データ保護法第3条第2項及び第8項第1文、第4条第2項及び第3項、第4b条、第4c条、第10条並びに第13条から第20条までの規定<sup>(51)</sup>は適用しない。

### 第33条 報告義務

連邦情報庁は、連邦首相府に対してその活動を報告する。連邦情報庁は、これに加えて、活動により得た知見を所管の連邦省庁に直接報告するが、この際、個人データの送信も許される。連邦情報庁は、第1条第2項に規定する任務において及び同庁の歴史の検証において得た知見を、公衆に周知することができる。連邦情報庁は、公衆への周知の際に、次の各号に掲げる条件をいずれも満たす場合には、個人データをも公表することができる。

1. 関係性又は組織若しくは組織化されていないグループの理解のために必要である場合
2. 公衆の利益が本人の保護すべき利益を上回る場合

## 第6章 罰則及び過料規定

### 第34条 罰則規定

第17条の規定に違反して情報を漏洩した者は、2年以下の自由刑又は罰金刑に処する。

(50) 連邦憲法擁護法第23条はデータを他機関に送信してはならない場合を、第24条は青少年保護を、第25条はデータを受信した機関による当該データがその任務に必要であるか否かを確認する義務を、第26条は受信したデータが不完全かつ不正確であることが判明した場合に、データを受信した機関は、送信した機関に対して当該データを訂正する義務を定めている。

(51) 連邦データ保護法第3条第2項はデータの自動的な処理の定義を、同条第8項第1文は受信者の定義を、第4条第2項は個人データは本人から収集しなければならない旨を、同条第3項は個人データを収集する機関がデータを収集する当事者本人に通知しなければならない事項（当該機関の名称、個人データ収集の目的、個人データを受信する機関）を、第4b条は個人データの外国の機関及び超国家的な機関への送信を、第4c条はEUの制度における個人データ送信の特例を、第10条はデータ検索の要件を、第13条は個人データ収集の要件を、第14条は個人データの保存、改変及び利用の要件を、第15条は公的機関へのデータ送信の要件を、第16条は非公的機関へのデータ送信の要件を、第18条は連邦の官庁におけるデータ保護の実施を、第19条は収集した個人データについての本人への情報提供を、第19a条は本人に知られずにその個人データを収集した場合に、データ収集の目的等を本人に対して事後に通知する官庁の義務を、第20条は個人データの訂正、消去及び遮断を定めている。

## 第35条 過料規定

(1) 次の各号に掲げる者は、秩序違反とする。

1. 第8条第1項第1文又は第2項第3文に規定する執行可能な命令に違反した者
2. 第8条第2項第2文に規定する者でない者に[措置の実施を]委託した者

(2) 秩序違反に対しては、20,000ユーロ<sup>(52)</sup>以下の過料を科することができる。

(3) 秩序違反法<sup>(53)</sup>第36条第1項第1号にいう行政官庁は、連邦経済・エネルギー省とする。

## 第7章 最終規定

### 第36条 経過規定

第6条、第12条、第13条、第27条及び第30条にいう措置であって、2016年12月30日以前に開始されたものは、この時点[2016年12月30日]以降の12か月間までは、継続することができる。

(わたなべ ふくこ)

---

(52) 1ユーロは133円（平成29年12月分報告省令レート）。

(53) Gesetz über Ordnungswidrigkeiten in der Fassung der Bekanntmachung vom 19. Februar 1987 (BGBl. I S. 602). 秩序違反法第36条第1項第1号は、各過料を所管する行政官庁は、法律で規定する旨を定めている。